

答 申 の 概 要

件 名	特定事件に関する相談記録に係る非開示決定に対する審査請求		
本件保有個人情報	特定時期に私の微罪処分の取消しについて、夫と一緒に相談した内容が記録された文書		
主な非開示理由	条例第3条第2項（適用除外）		
処 分 庁	静岡県警察本部長		
諮 問 年 月 日	令和5年4月27日	答 申 年 月 日	令和6年7月4日
主 な 論 点	処分庁が、本件保有個人情報は「個人情報保護法その他の法律の規定により同法第5章第4節の規定が適用されない」個人情報であるとして、条例第3条第2項の規定に基づき、条例第3章の規定が適用されないことを理由に「非開示決定」したことは妥当か。		

**審査会の結論**

処分庁の決定は妥当である。

**審査会の判断**

本件請求は、本件保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件保有個人情報は、法第122条第1項及び条例第3条第2項に基づき、条例第3章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないとして非開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件保有個人情報に対する条例第3章の規定の適用の可否について検討する。

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、その請求内容からして、審査請求人が微罪処分を受けたことを前提としたものであると認められる。

(2) 本件保有個人情報の条例第3章の規定の適用の可否について

ア 条例第3条第2項（適用除外）の趣旨について

条例第3条第2項は、「第3章の規定は、法その他の法律の規定により法第5章第4節の規定が適用されないこととされた個人情報については、適用しない。」と規定している。法第122条第1項では、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報については、法第5章第4節の適用除外とする旨規定されていることから、これらの保有個人情報については条例第3章の規定が適用されないこととなる。

その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる可能性があるなど、被疑者の立場になったことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、そのような事態を防ぐ点にあるとされる。

たとえ自己の個人情報の開示請求であっても、雇用主が、採用予定者の前科の有無の確認やその内容を確認する目的で採用予定者本人に開示請求をさせる場合などが想定されるため、これらの保有個人情報は、条例の定める開示請求等の適用除外とされている。

イ 法第122条第1項該当性について

法第122条第1項により適用除外とされている要件のうち、「司法警察職員が行う処分」の意義については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条第1項において、「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」と規定しており、同条第2項において、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、刑事事件等について、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解される。

そして、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）第198条は、微罪処分ができる場合として、「捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、かつ、検察官から送致の手続をとる必要がないとあらかじめ指定されたものについては、送致しないことができる。」と規定している。これは、刑事訴訟法第246条が「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければなら

ない。」と規定しているところ、規範第 198 条に該当する場合は送致を行わず、被疑者に対しては、規範第 200 条に規定された処置を行うというものである。

よって、微罪処分は、刑事事件において、法令に基づき公権力を行使して行う捜査活動の結果、犯罪事実が軽微であった場合に行われる「司法警察職員が行う処分」に当たり、これを受けたことを前提とする本件保有個人情報、法第 122 条第 1 項で規定される保有個人情報に該当し、法第 5 章第 4 節の規定が適用されないものである。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件保有個人情報については、法第 122 条第 1 項に該当するため法第 5 章第 4 節の規定が適用されないものであり、条例第 3 条第 2 項の規定により、条例第 3 章の規定は適用されないものと判断するのが妥当である。